

○厚生労働省告示第四十五号

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成七年法律第一百一号）附則第二条の三第一項に規定する消除予定添加物名簿を作成したので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成三十一年二月二十八日

厚生労働大臣 根本 匠

消除予定添加物名簿

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成七年法律第一百一号）附則第二条の三第五項の規定に基づき、本告示の公布の日から一年以内に既存添加物名簿（平成八年厚生省告示第二百十号）からの消除を予定している添加物の名称は、次のとおりである。

- 一 イタコン酸
- 二 魚鱗箔（魚類の上皮部から抽出して得られたものをいう。）
- 三 クーロー色素（ソメモノイモの根から抽出して得られたものをいう。）
- 四 香辛料抽出物（チャールビルから抽出し、又はこれを水蒸気蒸留して得られたものに限る。）
- 五 骨炭色素（骨を炭化して得られた、炭素を主成分とするものをいう。）
- 六 ゴマ柄灰抽出物（ゴマの茎又は葉の灰化物から抽出して得られたものをいう。）
- 七 シアナット色素（シアノキの果実又は種皮から抽出して得られたものをいう。）

八 フェリチン

九 ヘゴ・イチヨウ抽出物（イチヨウ及びヘゴの葉から抽出して得られたものをいう。）

十 レバン（枯草菌の培養液から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。）